

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
1K0H12E00010			1L6S1CI0006 0001								
品名 または 件名											
新型コロナウイルスワクチン接種における看護師の派遣											
部品番号 または 規格											
仕様書のとおり											
使 用 器 材 名											
予定数量		単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
233,000.00		TM									
納地または工事場所					引 渡 場 所						
現地											
搬 入 場 所					納 期 ま た は 工 期						
					令和3年5月17日（月）～令和3年8月24日（火）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和3年5月9日（日）11時30分 中央会計隊入札室（E- 1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、「予定総価」各品目毎の予定数量と単価を掛け合わせた総額として
予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、入札書には
内訳を記載するものとし、記載された品目の単価（税抜）をもって契約をするものとする。

(2) 契約書作成の要否

ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「労働者派遣契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「保有個人情報に関する特約条項」

「単価契約に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は平成31・32・33年度または令和01・02・03年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分

（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
（FAX可）

（８）不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第２班 一色

（TEL:03-3268-3111 内線47555）

（FAX:03-5269-5135（直通））

仕様書に関する問い合わせ先 小川

（TEL:03-3268-3111 内線41912）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：1L6S1CI0006

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
新型コロナウイルスワクチン接種における看護師の派遣			
		防衛大臣承認	
		作 成	令和3年5月2日
		変 更	
		作成部隊等名	陸上幕僚監部衛生部

1 目 的

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種における業務の円滑な運営を確保することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、接種会場の運営時間内に実施する看護師の派遣について適用する。

3 法令等

官側及び派遣元事業者は、派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）等を遵守し、この仕様書等に従い、契約を履行しなければならない。

4 派遣期間

令和3年5月17日から8月24日までとする。ただし、新型コロナウイルスの染拡大状況、ワクチン接種の実施状況、本事業の運営状況により、契約期間を変更する事がある。

5 就業時間

- (1) 令和5月17日から5月23日まで（土日含む）
原則9時00分から17時00分
- (2) 令和5月24日から8月24日まで（土日祝祭日を含む）
原則7時30分から20時30分
（法令上及び業務遂行上必要な休憩時間については、官側との調整による。）

6 就業場所

- (1) 東京会場
大手町合同庁舎3号館（東京都千代田区大手町1-3-3）
- (2) 大阪会場
大阪府内の指定場所（官側が後日指定する。）

7 派遣労働者が従事する組織単位

自衛隊中央病院又は自衛隊阪神病院

8 派遣看護師の資格、人員、業務内容等

看護業務に従事する者は、正看護師の有資格者であり、日本語での意思疎通ができ、新型コロナウイルスワクチン接種業務等を円滑かつ的確に遂行できる者とする。

原則として、派遣元事業者はむやみに派遣看護師を変更することなく、派遣期間を通じて努めて同一の者とする。また、派遣看護師に事故（休暇を含む）がある場合は、代替の派遣看護師を配置して、業務の引継ぎを現任の派遣看護師に行わせるものとする。

細部別表「看護師の要件等」

9 指揮命令者及び指揮命令者の役割

(1) 東京会場

契約締結後、別に示す。

(2) 大阪会場

契約締結後、別に示す。

(3) 役割

就業場所において派遣看護師に対して作業内容の細部に関する具体的な指示を行う。

(4) その他

指揮命令者に変更があった場合は、別途通知する。

10 派遣先責任者及び事務範囲

(1) 派遣先責任者、所属、役職、連絡先

ア 東京会場：契約締結後、別に示す。

イ 大阪会場：契約締結後、別に示す。

ただし、派遣先責任者に変更があった場合は別途通知する。

(2) 派遣先責任者の事務範囲

ア 指揮命令者に対する労働者派遣法の規定や派遣契約内容の周知

イ 派遣労働者の安全及び衛生に関する派遣元事業者との連絡調整

ウ 派遣看護師からの苦情があった場合の処理

エ 派遣先管理台帳の作成・保存に関すること

オ その他必要と認められるもの

11 派遣元責任者の通知

派遣元事業者は、契約締結後、速やかに派遣元責任者の氏名、役職及び連絡先を派遣先責任者及び契約担当官等に通知するものとする。

12 不測事態発生時等の対応

- (1) 人命救助・安全の確保等を第一義として対応するとともに、以下の事項を官側が指定する会場運営責任者（不在時はその代行者）へ速やかに報告すること。

ア 発生日時
イ 負傷者等の有無
ウ 発生した事態の概要
エ 発生の原因
オ その他官側が要求する事項

- (2) 派遣元事業者の新型コロナウイルスへの感染等発生時の対応は以下のとおりとする。

ア 派遣看護師本人の体調不良、陽性又は陽性疑い、濃厚接触者への指定、家族等同居者等の罹患が判明した場合、直ちに報告する。
イ 報告後は、官側の示す様式に基づき、行動履歴等について報告するとともに、官側が指定する派遣先責任者（不在時はその代行者）の指示に従い出勤停止等の処置を講ずる。

13 保 全

- (1) 派遣元事業者は、接種会場で取り扱う個人情報の適切な管理を行うとともに、業務上知り得た業務の内容及び個人情報に関する秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。また、派遣元事業者は、派遣看護師についてもこれを遵守させるものとする。
(2) 派遣元事業者は、防衛省・自衛隊の行動に関する情報について関係者以外へ流出しないようにしなければならない。
(3) 前各号は、契約の解除または契約期間終了後も同様とする。

14 業務の再委託

派遣元事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を官側に届け出て、官側の承認を得なければならない。

15 派遣看護師からの苦情処理

- (1) 派遣先で苦情を受け付ける者

官側は、契約締結時に派遣看護師からの苦情の申出を受ける者を指名し、派遣元事業者に通知する。

- (2) 派遣元事業者は、派遣看護師から苦情の申出をうけた場合、官側が指定する派遣先責任者へ連絡することとし、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣看護師に通知することとする。ただし、派遣看護師自身による解決が容易であり、即時に処理した苦情は

除く。

- (3) 派遣元事業者は、派遣看護師からの苦情受け付ける者を指名し、派遣先責任者及び契約担当官等へ通知しなければならない。
- (4) 派遣元事業者は、官側と密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

16 派遣看護師への便宜供与及び福利厚生に関する措置

- (1) 業務の遂行に必要な範囲において、施設の一部（休憩所、トイレ、指定するロッカー等）、機器類、備品、消耗品、光熱水等は無償で利用できるものとする。
但し、これらの使用にあたっては、善良な管理者の注意義務をもってこれをしなければならない。
- (2) 前号に規定するもの以外の消耗品等は派遣元において負担すること。
- (3) その他契約履行に必要な事項

17 特記事項

- (1) 派遣元事業者は、派遣看護師に対して、業務に支障のないよう身だしなみ、言葉遣い等に細心の注意を払わせ、委託場所等の整理・整頓・環境整備の美化に努めさせるものとする。
- (2) 派遣元事業者は、派遣看護師に対し予防接種実施規則を基に、別途官側から提供する資料を遵守し、業務に当たらせること。
- (3) 派遣元事業者は、派遣看護師の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- (4) 派遣元事業者は、労働保険及び社会保険の加入状況を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣することとし、加入状況を証明する資料を官側へ提出するものとする。ただし、新規雇用者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。
- (5) 派遣元事業者は、派遣看護師の食事を官側と同等の物を準備するものとする。
(交代等により食事が必要のない従事者分は除く。)
- (6) 派遣元事業者は、派遣看護師を勤務させる際には、看護業務に相応しい制服及び名札（顔写真入り）を着用させるとともに、常に身分証明書を携行し、官側の要求があった場合には、直ちに提示できるようにするものとする。制服及び名札等は、派遣元事業者の負担とし、その使用に際しては、官側の確認を受けるものとする。名札の様式については、官側から別に示す。
- (7) 派遣元事業者は、派遣看護師が起こした医療事故等に対応できる保険に加入するものとする。
- (8) 派遣元事業者は、自己の雇用する派遣労働者以外を官側に派遣してはならない。
- (9) 官側は次のいずれかの事由が発生した場合、その理由を明示して、派遣看護師の交代を派遣元事業者に要請することができるものとする。
 - ア 正当な理由がなく作業を著しく遅延し又は作業に着手しないとき
 - イ 指揮・命令に従わないとき
 - ウ 派遣就業中に業務の関係のない事業の勧誘や布教活動等をおこなったとき

- (10) 派遣元事業者は、官側に対して本契約で従事する派遣労働者の氏名を提出すること
- (11) 本契約履行にあたっての、細部調整事項、役務実施場所で発生した懸案事項等については官側と調整するものとする。
- (12) 派遣看護師は、一日の業務終了後に労働者派遣実施記録表（別紙）を監督官に提出し、日々確認を受けるとともに、指揮命令者の確認を受けるものとする。
- (13) 官側が指定する派遣先責任者は、派遣労働者の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。
- (14) 派遣元事業者は、派遣看護師との連絡調整等のための人員（以下「連絡調整員」という。）を各会場に1名配置すること。連絡調整員の業務内容は以下のとおりとし、定位置及び各会場における勤務時間は、官側との調整によるものとする。
 - ア 派遣看護師の勤務予定に関する官側指揮命令者への連絡・調整
 - イ 派遣看護師の勤務予定に関する派遣元責任者との調整
- (15) 労働者派遣法第26条第1項第8号に定める事項は、以下の通りとする。
 - ア 派遣先事業者の都合により、契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣元事業者の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって派遣元事業者に解除の申し入れを行うものとする。
 - イ 派遣元事業者は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、派遣元事業者において他の派遣先を確保する等により、当該労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
 - ウ 派遣先事業者は、派遣先事業者の帰すべき事由により契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業者が前項の措置をとれないときには、少なくとも契約の解除に伴い派遣元事業者が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。
 - エ 派遣先事業者は、契約期間が満了する前に契約の解除を行う場合であって、派遣元事業者から請求があったときは、契約の解除を行う理由を派遣元事業者に対し明らかにすることとする。

18 担当部署

(1) 東京会場

- ア 陸上幕僚監部 衛生部薬務班
- イ 自衛隊中央病院 企画室

(2) 大阪会場

- ア 陸上幕僚監部 衛生部薬務班
- イ 中部方面衛生隊 隊本部

看護師の要件等

区分※1	レベルⅠ以上	レベルⅡ以上
資格等	・ 正看護師 (卒後1年以上)	・ 正看護師 (卒後3年以上)
募集人員数(日) ※2	160名(東京:90名、大阪:70名)	40名(東京:22名、大阪:18名)
看護能力 (基準)	・ 他者とコミュニケーションがとれる ・ 異常に気付く ・ 応援を呼べる ・ 基本的な感染防御策がとれる ・ バイタルサインが測定できる ・ 注射に関する基礎看護技術(薬液吸い上げ等)ができる ・ 筋肉注射ができる(皮下、皮内との違いを理解および副作用等の理解) ・ 患者移送(車いす、ストレッチャー移送ができる) ・ 副作用等出現時、チームで対応できる能力を保持 ・ 社会人としての基礎能力を有する。(マナー、接遇等)	・ レベルⅠに記載した事項 ・ レベルⅠの基礎看護技術の確認・指導できる ・ 自立して看護が実践できる ・ 筋肉注射の実施及び技術指導ができる ・ ICLS ができる ・ 急変時の初期対応ができる
業務内容	・ 予診票確認 ・ ワクチン接種(筋肉注射) ・ ワクチン接種準備(薬液吸い上げ等) ・ 経過観察 ・ 問診の補助 ・ 患者移送 ・ 急変時の初期対応(必要に応じICLSの措置等)	

※1 日本看護協会の設定する看護技術に係る基準(標準クリニカルラダー)相当

※2 募集人員は、東京及び大阪合わせて常時200名とするも、勤務人員は官側と受託者の調整による。

[illegible]

労働者派遣契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）の定めるところに従い、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は、派遣労働者を指揮命令して業務に従事させ、その代金を乙に支払うことを目的とする。

(総 則)

第2条 甲及び乙は、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針又は派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針を遵守する。

(代 金)

第3条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付しているときは、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。

(代理人の届け出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、文書により甲に届け出なければならない。

(労働者派遣に係る個別の約定)

第6条 甲及び乙は、労働者派遣法、同法施行規則等（以下「労働者派遣法等」という。）の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な細目について仕様書等により定めるものとする。

(適正な労働者の派遣及び通知)

第7条 乙は、前条で定められた業務（以下「派遣業務」という。）の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する派遣労働者を選定の上、労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、被保険者資格その他労働者派遣法等に定める事項を通知しなければならない。

2 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の効率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、

甲は乙にその理由を示し、派遣労働者に関する改善措置を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導その他派遣就業の改善に必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、派遣労働者の人数に欠員が生じるおそれがあるときは、直ちに甲にその旨連絡するとともに、欠員が生じないよう措置をとり、また、欠員が生じたときは直ちに、その欠員の補充を行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。

(派遣先責任者)

第8条 甲は、労働者派遣法等の定めに基づき、隊員の中から、派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任するものとする。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者その他関係者に対して、契約に定める事項を遵守させるほか、苦情処理、安全衛生に関する事項、乙との連絡調整等、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

3 派遣先責任者は、労働者派遣法に基づき作成した派遣先管理台帳について、月ごとに所定の事項を記載したものを、翌月末までに、乙に書面により通知しなければならない。

4 乙は、前項の期日によらず通知を請求する場合は、あらかじめ派遣先責任者と協議するものとする。

(派遣元責任者)

第9条 乙は、労働者派遣法等の定めに基づき、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、派遣先ごとに所定人数の派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣元責任者は、派遣労働者に対する指導、苦情処理、甲との連絡調整その他派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第10条 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して業務遂行のために使用し、契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させることとし、隊員の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

2 指揮命令者は、派遣業務の処理について、契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも甲の職場維持、規律の保持並びに秘密、

個人情報及びその他の保護すべき情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第11条 甲及び乙は、仕様書等によるほか、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第12条 乙は、甲が派遣労働者に対し、仕様書等に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないように労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、甲の指揮命令等に従って職場維持、規律の保持並びに秘密、個人情報及びその他の保護すべき情報等の漏洩を防止し、適正に業務に従事するように派遣労働者を教育、指導しなければならない。特に、労働基準法に基づく時間外及び休日の労働に関する協定の内容等については、履行開始前及び変更があった都度、速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令及び本契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、休憩室、更衣室等の施設で派遣労働者の利用が可能なものについては便宜の供与に努める。

3 甲は、乙が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の教育訓練及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するほか、派遣労働者と同種の業務に従事する隊員に対する教育訓練等については、派遣労働者もその対象とするよう必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るように努めなければならない。

4 乙は、派遣業務を円滑に遂行する上で、派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している隊員との均衡に配慮して、必要な就業上の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、本契約に定める甲の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(安全衛生等)

第13条 甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者

働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。
- 3 甲は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生について適切な管理を行うものとする。乙は、甲の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努める。
- 4 乙の派遣労働者について、派遣中に労働災害が発生した場合については、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告の提出については、甲乙それぞれが所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

なお、甲は、所轄労働基準監督署長に提出した報告書の写しを乙に送付しなければならない。

(業務上災害等)

第14条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

- 2 甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(派遣労働者の個人情報の保護と適正な取扱い)

第15条 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法等の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び他の法律に定めのあるときは、この限りではない。

- 2 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者及び関係者の個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は開示する等してはならない。

(秘密の保全)

第16条 乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密、個人情報及びその他の保護すべき情報を第三者に漏らし、又は、利用してはならず、派遣労働者にもそれを徹底・遵守させる責任を負う。

- 2 乙は、乙宛に派遣労働者から前項に定める守秘義務の履行に関する誓約書を提出させ、秘密の保全を図るものとする。
- 3 甲は、派遣労働者の故意又は過失によって秘密及び個人情報等の漏洩、開示、利用、

加工、毀損等のセキュリティ事件若しくは事故が発生したときは、乙に連絡して対応策を講じ、その損害の軽減、拡大防止に努めるものとする。この場合、乙は、甲の求めに応じて、必要な協力を行うほか、契約の一部解除及び違約金の請求等に応じなければならない。

(雇用又は就業に係る制限等)

第17条 甲は、契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。

2 甲は、契約期間後に派遣労働者を雇用する場合は、あらかじめ乙にその旨を通知するものとする。

3 甲及び乙は、派遣労働者が甲を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して1年を経過する日までの間は当該派遣労働者（60歳以上の定年退職者であって乙に雇用されている者を除く。）を受け入れ又は派遣してはならない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第18条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りではない。

(監督)

第19条 監督官は、乙の行う労働者派遣について、契約書、仕様書等及び監督実施要領に基づき、監督を行う。

2 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(労働者派遣の終了の届出)

第20条 乙は、労働者派遣が終了した場合は、直ちに、終了届により検査官にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は労働者派遣が分割して履行することとされている場合において、それぞれの部分について終了したときもまた同様とする。

(検査)

第21条 検査官は、契約書、仕様書等及び検査実施要領に基づき、検査を行う。

2 検査においては、乙が行った労働者派遣が契約書及び仕様書等に適合するか否かに

より、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 甲又は甲の指名する者は、前項の終了届を受理したときは、その受理した日から起算して10日以内に検査しなければならない。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の支払)

第22条 乙は、労働者派遣を完了した場合は、代金を甲に請求することができる。

2 甲は、乙から前項に規定する支払請求があったときは、その内容を審査し、適法な支払請求と認めたときは、これを受理し、受理した日から30日以内の日に、乙に当該代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第23条 甲は、約定期間(第21条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第21条第3項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(危険負担)

第24条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、労働者派遣の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての労働者派遣の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が労働者派遣の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は当該部分についての労働者派遣の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(乙が労働者派遣の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の

請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害賠償)

第25条 派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。

3 第28条第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 甲は、第28条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた実際の損害を賠償しなければならない。ただし、解除事由が乙の責に帰する場合は、この限りでない。

7 第29条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の変更)

第26条 甲は、労働者派遣期間が終了するまでの間において必要があるときは、履行期間、履行場所、仕様書の内容その他乙及び派遣労働者の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第27条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められるときは、この契約に定めるところを変更するために協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第28条 甲は、次の1つに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する理由により乙が適正な労働者の派遣ができなくなった場合

(2) 乙が労働者派遣契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が労働者の派遣をすることができなくなった場合

(4) 乙が労働者の派遣を拒絶する意思を明確に表示した場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第29条 第26条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。

2 乙は、甲が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係諸法令又は本契約の定め違反した場合においては、相当の期間を定めて是正を催告し、その期間内に是正がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第30条 乙は、この契約に関して、次の各号の一の該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲は、その超過分の損害につき賠償を請求することができる。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例)

第31条 甲の都合により、契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって乙に解除解除の申し入れを行うものとする。

2 乙は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、乙において他の派遣先を確保する等により、当該労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3 甲は、甲の帰すべき事由により契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙が前項の措置をとれないときには、少なくとも契約の解

除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日かの30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

2 甲は、契約期間が満了する前に契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにすることとする。

(調査)

第32条 甲は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第33条 この契約の履行については、この契約一般条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項に、この契約一般条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第34条 この契約に関する訴えの管轄裁判所を、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使

用人) が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

保有個人情報等の保護に関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意を持って委託業務を行うものとする。

(漏えい等の防止措置)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密保持義務)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の使用及び第三者への提供)

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(個人情報等の持ち出しの禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

(契約終了後の措置)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の限定)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとし、取扱者名簿を甲に提出し承認を得るものとする。

(個人情報等の複写)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理及び検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査させることができる。

(事故等発生時における報告)

第11条 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかにその内容を甲に報告する。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第12条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

単価契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は単価とする。

(契約金額の変更)

第2条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

(作業時間の確定)

第3条 作業時間数は、甲の指定する職員による給付の確認を受け、合格とした派遣労働者の実際の労働時間をもって確定する。

(代金の請求)

第4条 乙は、履行完了段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。請求単位（期間）は甲乙協議して定める。

(その他)

第5条 予定数量（時間）と確定数量（時間）とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができない。

入札書
見積書

調達要求番号	1L6S1CI0006	契約実施計画番号	1K0H12E00010
--------	-------------	----------	--------------

金額 円

品名	規格	単位	予定数量	単価	金額(税別)
新型コロナウイルスワクチン 接種における看護師の派遣	仕様書のとおり	TM	233,000		
計					
納入場所	現地	納期	令和3年5月17日 ～ 令和3年8月24日		
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 牛崎真由美 殿

住所
会社名
代表者名

委 任 状（入 札 等）

陸上自衛隊中央会計隊契約科長

牛 崎 真 由 美 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

令和3年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記権限を委任致します。

なお、委任解約した場合には連署のうえお届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者